

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第89条、第105条(第197条において準用する第89条、同第105条)〈及び第196条〉並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号及び定款第27条の規定に基づき、公益社団法人福島県畜産振興協会の理事及び監事(以下「役員等」という。)の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、常勤理事にあつては年額550万円以内とし、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、会長が収支状況を勘案のうえ支給する。

2 常勤理事以外の役員等については無報酬とする。

(通勤手当)

第3条 通勤手当は常勤理事に支給することとし、公益社団法人福島県畜産振興協会職員の給与に関する規程を準用する。この場合において「職員」とあるのは「常勤理事」と読み替える。

(費用)

第4条 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する者については前もって支払うものとする。

2 常勤理事以外の役員等について、総会及び理事会に出席したときは旅費規程に定める費用を支給する。

3 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づく費用を支給する。

(報酬の支払方法)

第5条 常勤理事の報酬は、その金額を当該役員が指定する口座に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤理事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤理事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(報酬の支給日)

第6条 常勤理事の報酬は、その月の月額的全額を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、給与規程第7条の規定に準じて支給する。

(日割計算)

第7条 新たに常勤理事になった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤理事が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支

給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人福島県畜産振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

2 この規程の変更は、令和6年4月1日から適用する。